

みんなの力で 防ごう 児童虐待

～虐待相談のあらまし（2012年版）～

家族を守る手 支える手

温かい手を子どもたちに。



東京都



子供への虐待が増え続けています

虐待により、幼い命が奪われる痛ましい事件が後を絶ちません。都内の児童相談所で受けた虐待の相談・通告の件数も増加の一途をたどっています。

虐待は、子供の穏やかな発育・発達を損ない、子供の心身に大変深刻な影響を及ぼします。子供の人権を守り、虐待を防止していくために、私たちはこの問題への理解をさらに深め、さまざまな機関の連携を強化していかねばなりません。

子供への虐待とは

保護者(親、または親にかわる養育者)によって子供に加えられた行為で、次のように分類されますが、ほとんどの場合重複して起こっています。

身体的虐待

- 殴る、けるなどの暴力
- タバコの火などを押しつける
- 逆さづりにする
- 冬戸外に長時間しめだすなど



性的虐待

- 子供への性交、性的暴力
- 性器や性交を見せる
- ポルノグラフィーの被写体などにするなど



ネグレクト(養育の放棄又は怠慢)

- 適切な衣食住の世話をせず放置する
- 病気なのに医師にみせない
- 乳幼児を家に残したまま度々外出する
- 乳幼児を車の中に放置する
- 家に閉じこめる(学校等に登校させない)
- 保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置するなど



心理的虐待

- 無視、拒否的な態度
- ば声を浴びせる
- 言葉によるおどかし、脅迫
- きょうだい間での極端な差別扱い
- ドメスティック・バイオレンス
(配偶者に対する暴力)を行うなど



子供たちは

虐待は子供たちに深刻な影響を与えます。

- ◆発育・発達の遅れなどの身体症状
- ◆情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状があらわれることがあります。
- 他人とのコミュニケーションがうまくとれず、様々な問題行動を引き起こすこともあります。また、成長するにつれて、極度の自己嫌悪や自殺願望、アルコールや薬物依存に結びついたり、次の世代に引き継がれていくこともあります。

親たちは

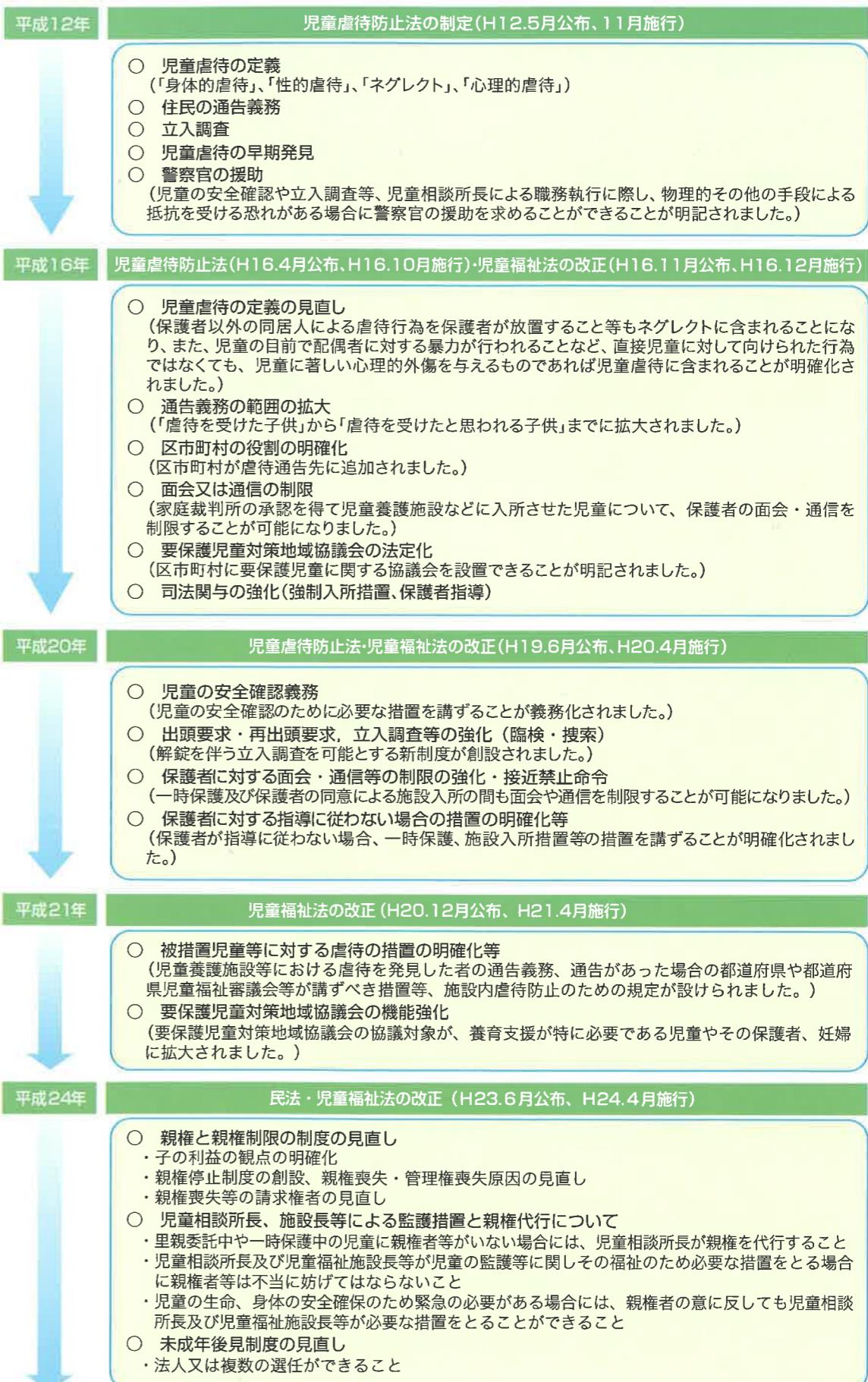
虐待をする親たちの背景には、

- ◆子育ての悩み
- ◆周囲からの孤立
- ◆家庭の不和
- ◆親自身が虐待を受けて育ってきた
- ◆経済的な問題

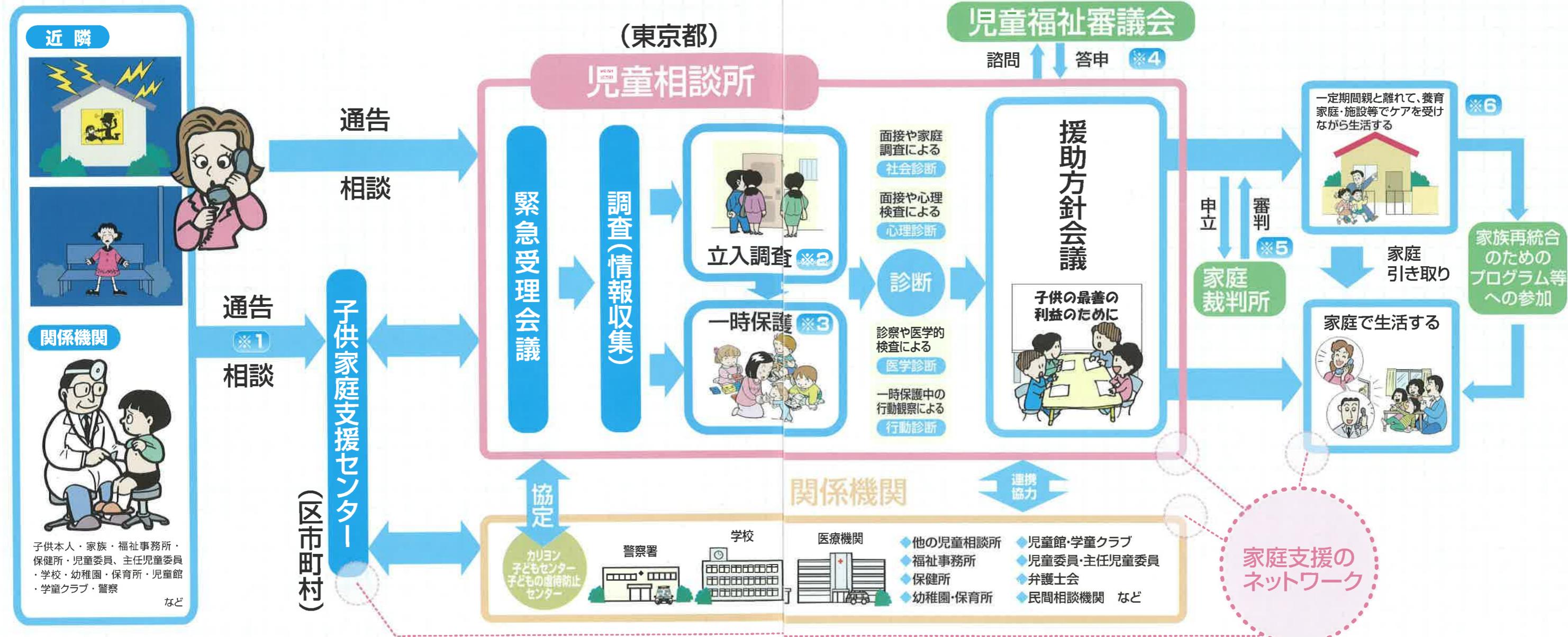
など様々なストレスや葛藤があります。そして苦しんでいても助けを求められずにいます。親を非難するのではなく、家族を支援していくことが必要です。

児童虐待防止対策に関する法律の経緯

平成12年、児童相談所への虐待相談件数の増加や児童虐待問題が深刻化していることから、児童虐待の早期発見・早期対応と被害を受けた児童の適切な保護を行うことなどを目的として児童虐待の防止等に関する法律が制定されました。その後の児童虐待防止対策に関する法律の経緯と主な内容は以下のとおりです。



相談の流れ(虐待の場合)



法的対応と手続き

※1 児童虐待の早期発見 (虐待防止法 5条)

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

虐待発見者の通告義務 (虐待防止法 6条 児童福祉法 25条)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを区市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して区市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

※2 立入調査 (虐待防止法 9条 児童福祉法 29条)

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

※3 児童の一時保護 (児童福祉法 33条)

児童相談所長は、必要があると認めるときは児童を一時保護することができる。ただし、2ヶ月を超える親権者等の意に反する一時保護については、その継続の是非について児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

※4 児童福祉審議会の意見聴取 (児童福祉法 27条)

都道府県知事は、施設入所等の措置の決定及びその解除等にあたって、一定の場合（保護者の意向が児童相談所の援助方針と一致しないとき等）には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

※5 家庭裁判所の審判による施設入所 (児童福祉法 28条)

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者が監護せざることが著しく児童の福祉を害する場合には、児童の親権者等の意に反しても、児童相談所長が家庭裁判所の承認を得て、児童を児童養護施設等に入所させることができる。

親権喪失・親権停止・管理権喪失審判請求 (民法834条、834条の2、835条、児童福祉法33条の7)

児童相談所長は、父母による親権の行使が困難又は不適当であることにより、子の利益を害するときは、家庭裁判所に親権停止や親権喪失の審判請求を行うことがある。また、児童相談所長は、父母の管理権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害する時は、家庭裁判所に管理権喪失の審判請求を行うことができる。

※6 接近禁止命令 (虐待防止法12条の4)

都道府県知事は、児童について強制入所などの措置がとられ、かつ、保護者について児童との面会、通信の全部が制限されている場合において、特に必要と認められるときは保護者に対し接近禁止を命令できる。

相談・通告から保護に至る際の流れ

*1、*2 出頭要求(虐待防止法 8条の2)

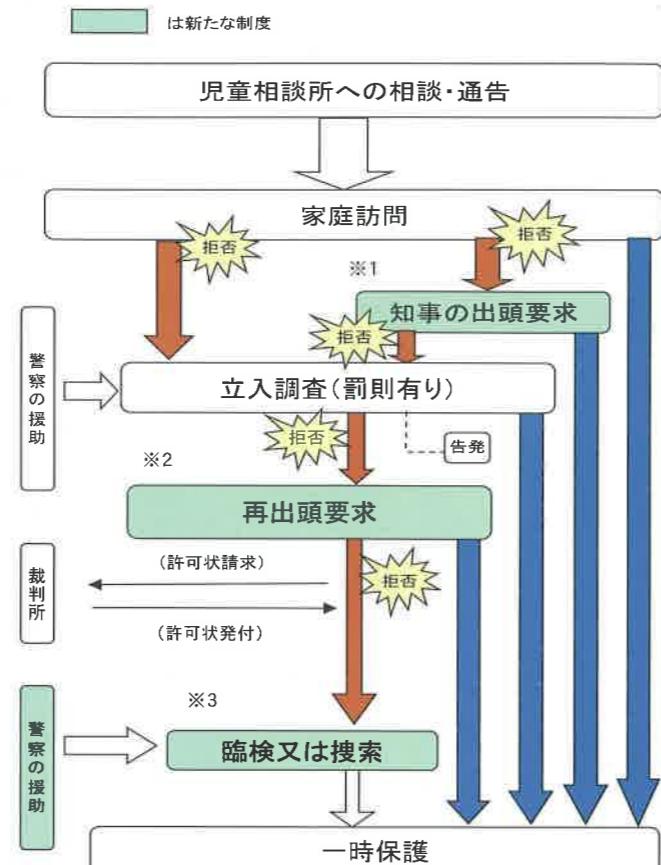
都道府県知事(*)は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

また保護者が立入調査を拒んだ場合、再び出頭要求をすることができる。(再出頭要求 虐待防止法 9条の2)

*3 臨検・検索(虐待防止法 9条の3)

都道府県知事(*)は、保護者が出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を検索させることができる。

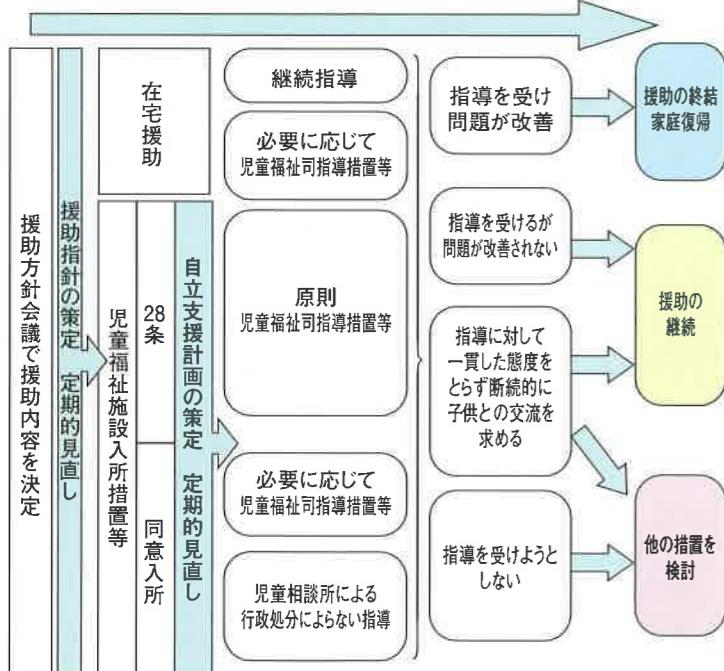
(*)都では、知事から児童相談所長に権限が委任されている。



保護者援助

児童相談所では、児童虐待を行った保護者に対して、状態を見ながら援助プログラムを基にリーフレットやテキスト、チェックリストなどを用いてカウンセリングやグループ療法などの治療的教育的プログラムを実施して、保護者が再び虐待をしてしまわないよう様々な指導や支援を行っています。

保護者援助の全体イメージ



「保護者指導」=主として児相長または都道府県知事による行政処分として行われるもの
「保護者支援」=保護者の主体性を尊重した取組で、自立支援計画に沿って実践される各施設の取組や、その他関係機関(区市町村・民間・NPOの取組など)
→この二つを合わせて、「保護者援助」と定義する。

出典:厚生労働省「保護者援助ガイドライン」

児童相談所と子供家庭支援センターとの連携

子供家庭支援センター(区市町村)を児童相談の第一義的窓口とし、児童相談所(東京都)を専門性の高い困難事例の対応窓口としながら、児童虐待に対して連携して取り組んでいます。

子供家庭支援センター

都内の区市町村において、18歳未満の子供と家庭の問題に関するあらゆる相談に応じる総合相談窓口として、下記の事業を行い、地域の関係機関と連携をとりつつ、子供と家庭に関する総合的な支援を行っています。

センターの種類

- 先駆型子供家庭支援センター(事業内容①から④を実施し、⑤の実施が可能)
- 従来型子供家庭支援センター・小規模型子供家庭支援センター(事業内容①・②を実施するほか④及び⑤のⅡの実施が可能)

事業内容

①子供家庭総合ケースマネジメント事業

- 総合相談 面接や電話、訪問などにより、子供自身や保護者などからあらゆる相談を受け付けています。

○子供家庭在宅サービスなどの提供

ショートステイ、トワイライトステイ、一時保育等の在宅サービスの提供・調整を行っています。

○サービスの調整

児童相談所や保健所・保健センターなどの関係機関と連携し、相談内容に応じた適切な指導・援助を行います。

②地域組織化活動

子育てサークルの支援やボランティアの育成など、地域組織化活動を行っています。

③要支援家庭サポート事業

○養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、当該家庭の適切な養育の実施を確保するため、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。また、産前産後、多胎出産、その他の事情により、養育の支援が必要と思われる家庭に対して、育児相談や簡単な家事などの援助を行う育児支援ヘルパーを派遣します。

○見守りサポート事業

児童相談所と連携し、軽度の児童虐待が認められるものの、在宅での指導が適当と判断される家庭や、児童虐待により児童相談所が一時保護または施設措置等を行った児童が家庭復帰した後の家庭への支援を行います。

④在宅サービス基盤整備事業

地域における在宅サービスの担い手となりえる養育家庭の拡充のため、都と協力して養育家庭体験発表会を開催するなど養育家庭制度の普及・啓発活動を行います。

⑤専門性強化事業

I 虐待対応の強化

虐待対策ワーカーとして児童福祉司任用資格を有する職員を配置し、要支援家庭サポート事業を強化する取組を実施しています。

II 心理的ケアへの取組

子供や保護者等の心理的側面からのケアに加えて、保育所や子育てひろば等の関係機関に対して、支援の方針等をスーパーバイズできる心理専門支援員を配置しています。

区市町村児童虐待対応力向上支援事業(平成23年度から実施)

先駆型子供家庭支援センターでは、児童虐待ケースにより的確に対応するため、複数対応や組織的対応ができる体制を確保することにより、区市町村の児童虐待対応の向上を図っています。

①虐待対策調整事業

先駆型センターに虐待対策コーディネーターを配置し、先駆型センターの組織的な対応力を強化するとともに、関係機関との連携を促すことにより、区市町村における虐待対応力の更なる向上を図ります。

②虐待ケース対応強化事業

児童人口の規模に応じた基準により、先駆型センターに虐待対策ワーカーを増配置し、個別ケースへの支援の充実を行います。

児童相談所は子供家庭支援センターと密接に協力・連携しながら児童虐待に対応しています。

児童相談所の虐待対策

児童相談所と関係機関は児童虐待の防止や児童虐待に対応するため、様々な対策を行っています。

1)児童相談所の体制強化

○児童虐待カウンセリング強化事業を実施

虐待防止、親子関係の改善、家族の再統合を図ることを目的として、精神科医等による、保護者などへのカウンセリングを各児童相談所で実施しています。
(平成13年度から実施)

○協力弁護士制度の実施

困難な虐待事例における法律上の問題に的確に対応するため、協力弁護士制度を実施しています。さらに各児童相談所に非常勤弁護士を配置しています。(協力弁護士は平成13年度から、非常勤弁護士は平成16年度から実施)

○虐待対策班の設置

・児童虐待に迅速かつ機動的に対応するため、各児童相談所に児童福祉司、児童虐待対応協力員からなる虐待対策班を設置しています。
(平成15年度から実施)
・都道府県警察の生活安全部門で勤務経験のある者を虐待対応強化専門員として各児童相談所に配置し、虐待対応力のさらなる強化を図っています。
(平成24年から実施)

○死亡事例等検証部会の設置

平成15年度から、今後の支援に活かせるように児童虐待による死亡事例や重大事例について分析し、検証しています。また、平成20年度からは児童福祉審議会の中の特別部会で行っています。

○通年開所

児童虐待に迅速に対応するため、緊急ケースに土・日曜日、祝日(年末年始を含む)にも対応する相談窓口を設置し、365日切れ目のない緊急相談体制を確保しています。
(平成16年度から実施)

○協力医師制度の実施

法医学の専門的知識・経験を有する病院(医師)を協力病院(医師)として指定し、身体的虐待が疑われる外傷等について、法医学の見地からの意見・診断を得ることにより、虐待相談への的確な対応を図ります。また、平成19年度から小児科の専門家にも広げ、より一層の対応強化を図っています。
(平成18年度から実施)

○医療連携専門員の設置

虐待対応において、保健、医療面に関する相談への対応、保健指導の充実や、関係機関との連携強化のために、保健師免許を有する者を医療連携専門員として配置しています。
(平成24年から実施)

2)子供・家族支援等の強化

○家族再統合のための援助事業

虐待を受けて児童養護施設に入所している子供や養育家庭に委託されている子供とその保護者に、家族合同でのグループ心理療法(ファミリー・ジョイント・グループ)や、親のグループカウンセリング(愛称:「やっぽー」、「い・い・な」)、家族カウンセリングなどさまざまな援助を行っています。
(治療指導課で平成14年度から実施)

○家庭復帰促進事業

児童虐待などにより施設などに入所した児童について、家庭環境の改善、家庭復帰に向けての取組みを行い入所児童の早期家庭復帰を促進するために、家庭復帰支援員を各児童相談所に配置しています。(平成15年度から実施)

3)地域・関係機関との連携

○関係機関との連携

児童虐待対策について、児童福祉分野のほかにも多様な機関が関わる必要があるため、各関係機関の連携、虐待の早期発見、再発防止体制づくり等を目的として、福祉事務所、保健所、学校、警察、家庭裁判所などと連絡会等を実施しています。

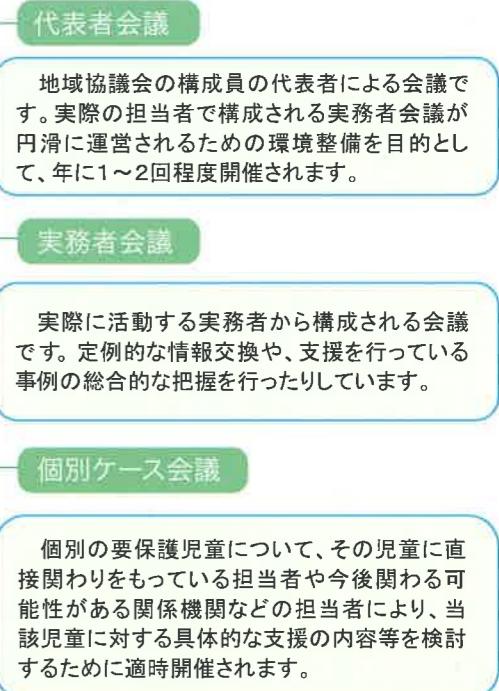
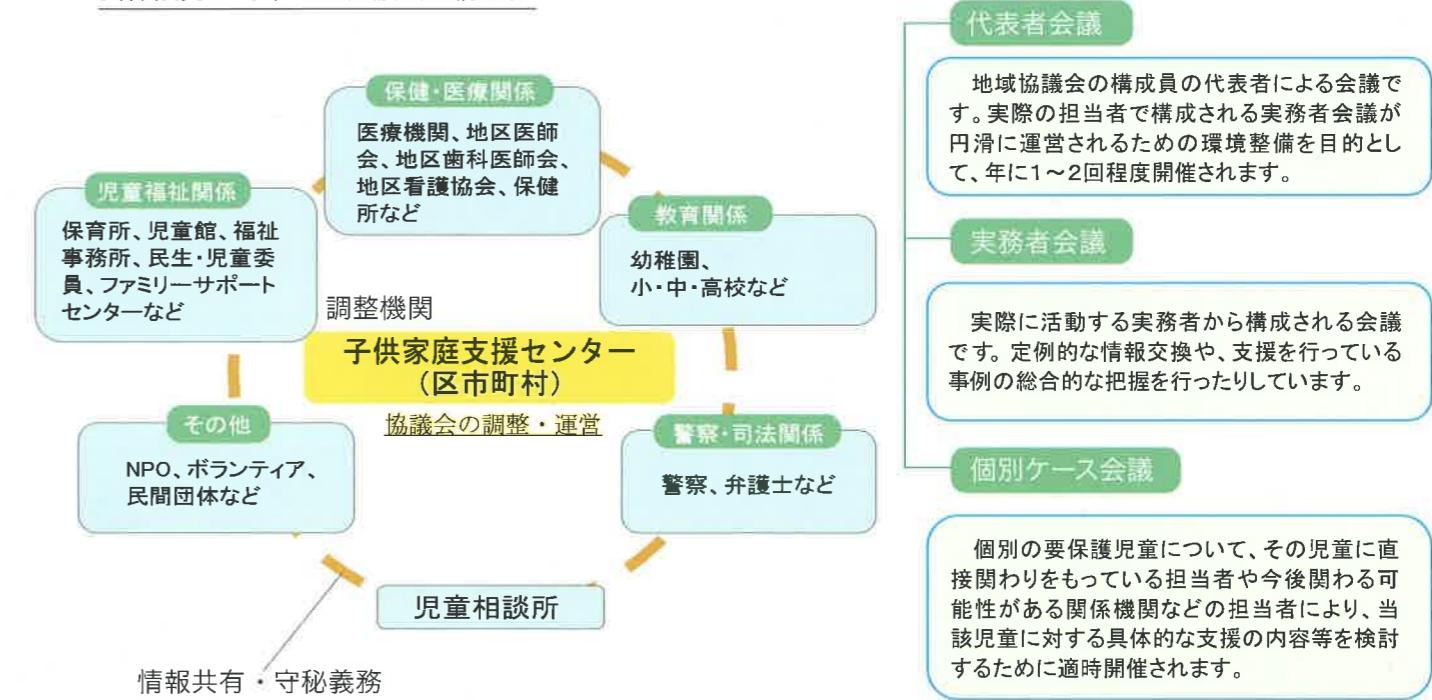
○民間相談機関との連携

複雑な児童虐待について民間相談機関とも連携して対応するために、平成12年に社会福祉法人「子どもの虐待防止センター」と、平成16年に社会福祉法人「カリヨン子どもセンター」とそれぞれ協定書を締結しました。

○要保護児童対策地域協議会への参画

虐待を受けた子供、非行の子供などをはじめとする要保護児童などの適切な保護のために要保護児童対策地域協議会に参画しています。要保護児童対策地域協議会とは、地方公共団体によって設置される幅広い関係機関や民間団体が参加する協議会です。代表者会議・実務者会議・個別ケース会議の3つの会議などから構成され、構成員に守秘義務を課すことで、関係機関が積極的に情報を交換するなど密接に連携して、保護を要する子供の早期発見、適切な保護を図ろうとするものです。

要保護児童対策地域協議会の構成例



4)児童相談所以外の虐待対策事業

○乳児家庭全戸訪問～こにちは赤ちゃん事業～(区市町村)

生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供をできるようにします。

○要支援家庭の早期発見に向けた取組み

母子健康手帳交付時や新生児訪問時等の機会を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、子育てスタート支援事業や保健所の個別指導、子供家庭支援センターで実施するサービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組みを支援します。

○医療機関における虐待対応力強化

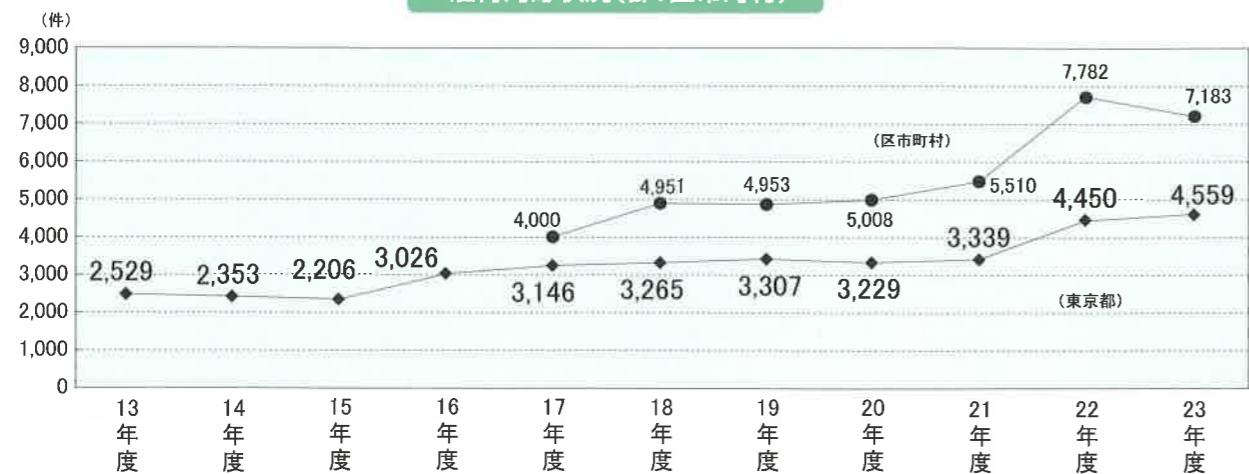
医療機関における虐待対応力の強化を図るために、児童相談所による院内の虐待対策委員会(CAPS)の立ち上げ支援や、児童虐待に関する医療従事者向けの研修を実施しています。

また、CAPS支援設置病院の連絡協議会や地域の関係機関との合同研修など、児童虐待の防止や適切な対応に向け、医療機関との連携強化のための取組みを行っています。

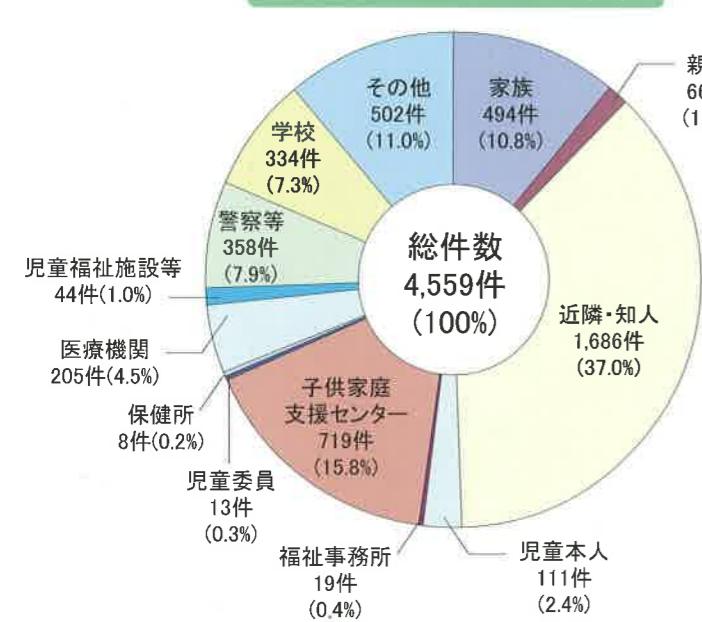
虐待相談に関するデータ

(出典:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」)

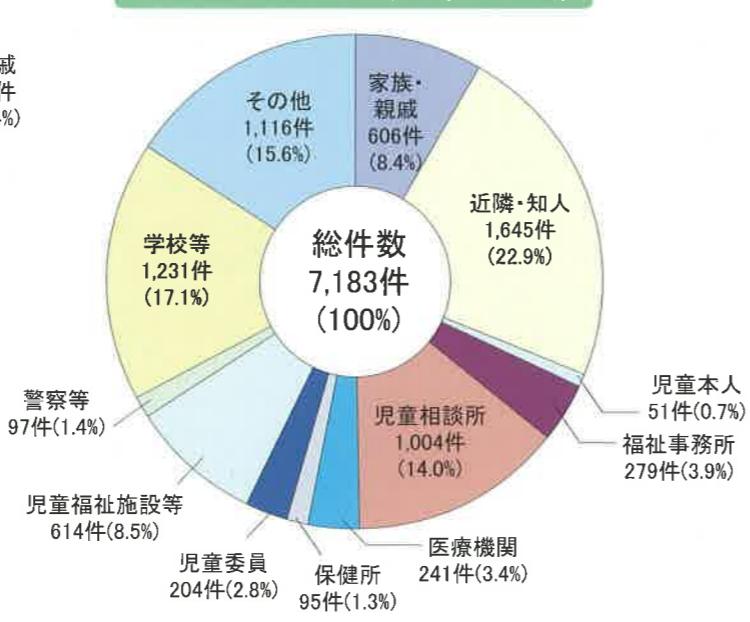
虐待対応状況(都、区市町村)



経路別虐待相談対応状況(都)



経路別虐待相談対応状況(区市町村)

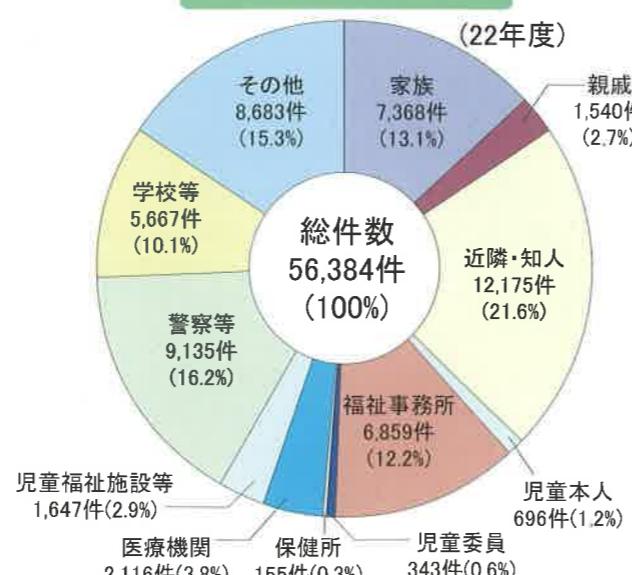


全国データ

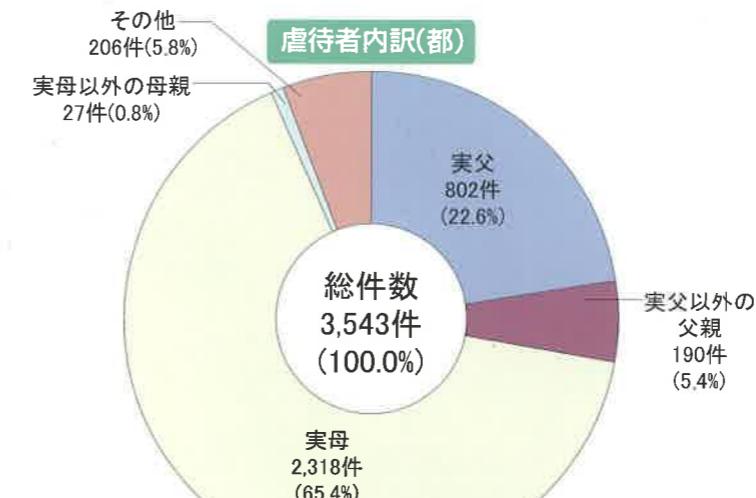
虐待対応状況



経路別虐待相談対応状況

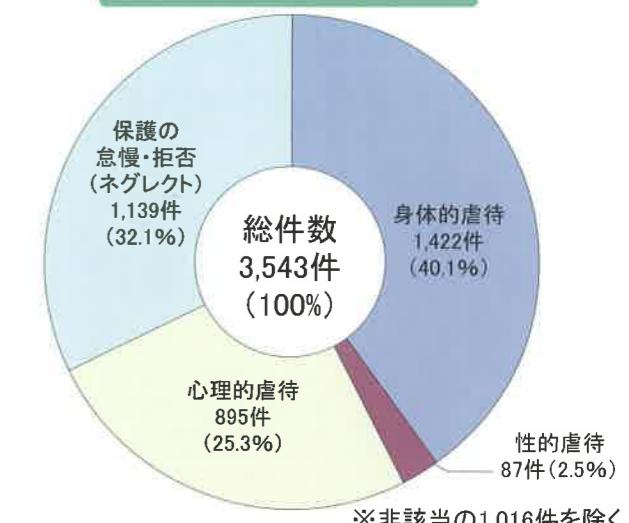


東京都の平成23年度の統計データです。



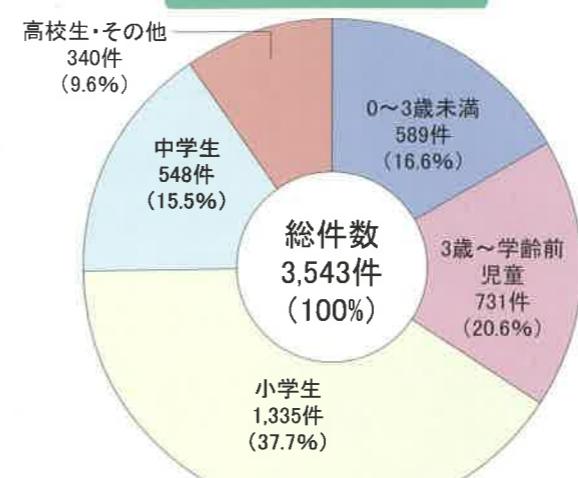
※非該当の1,016件を除く。

内容別虐待相談対応状況(都)



※非該当の1,016件を除く。

年齢別相談対応状況(都)



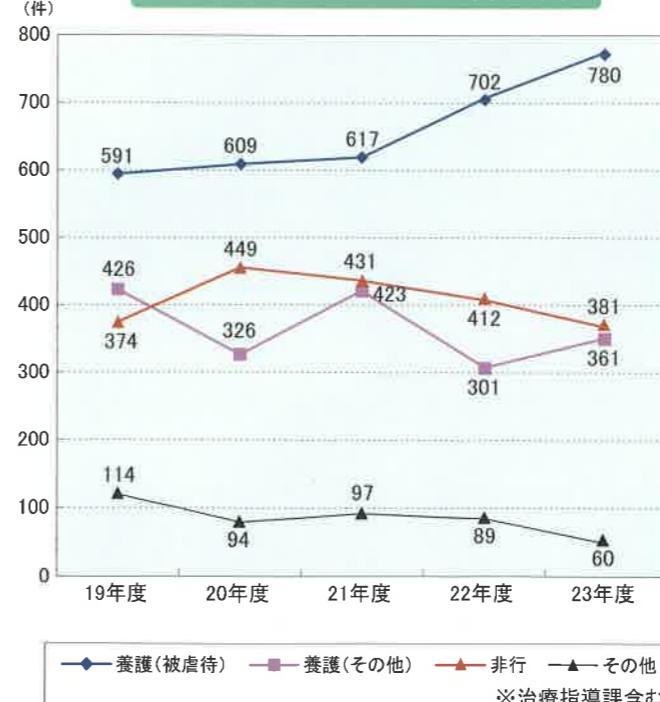
※非該当の1,016件を除く。

28条に基づく請求・承認件数



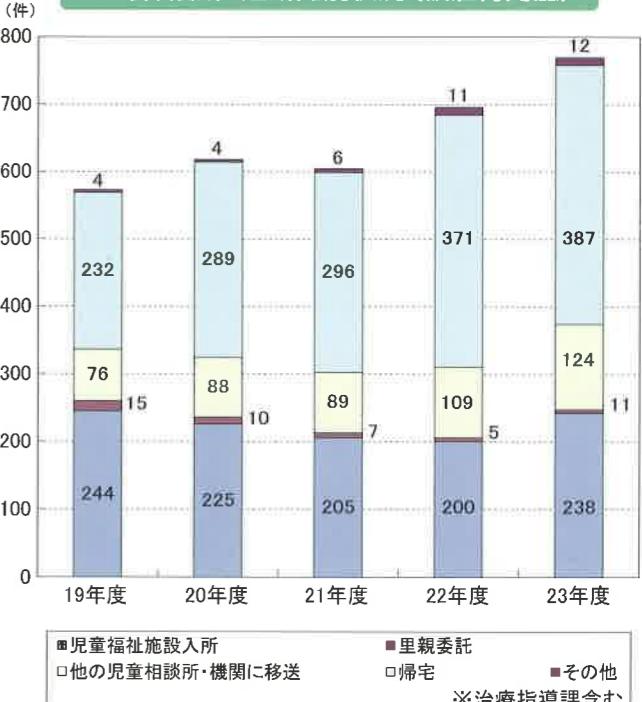
※28条家庭裁判所の審判による施設入所

一時保護所・新規入所状況(相談別)



※治療指導課含む

一時保護所・退所先別状況(被虐待児童)

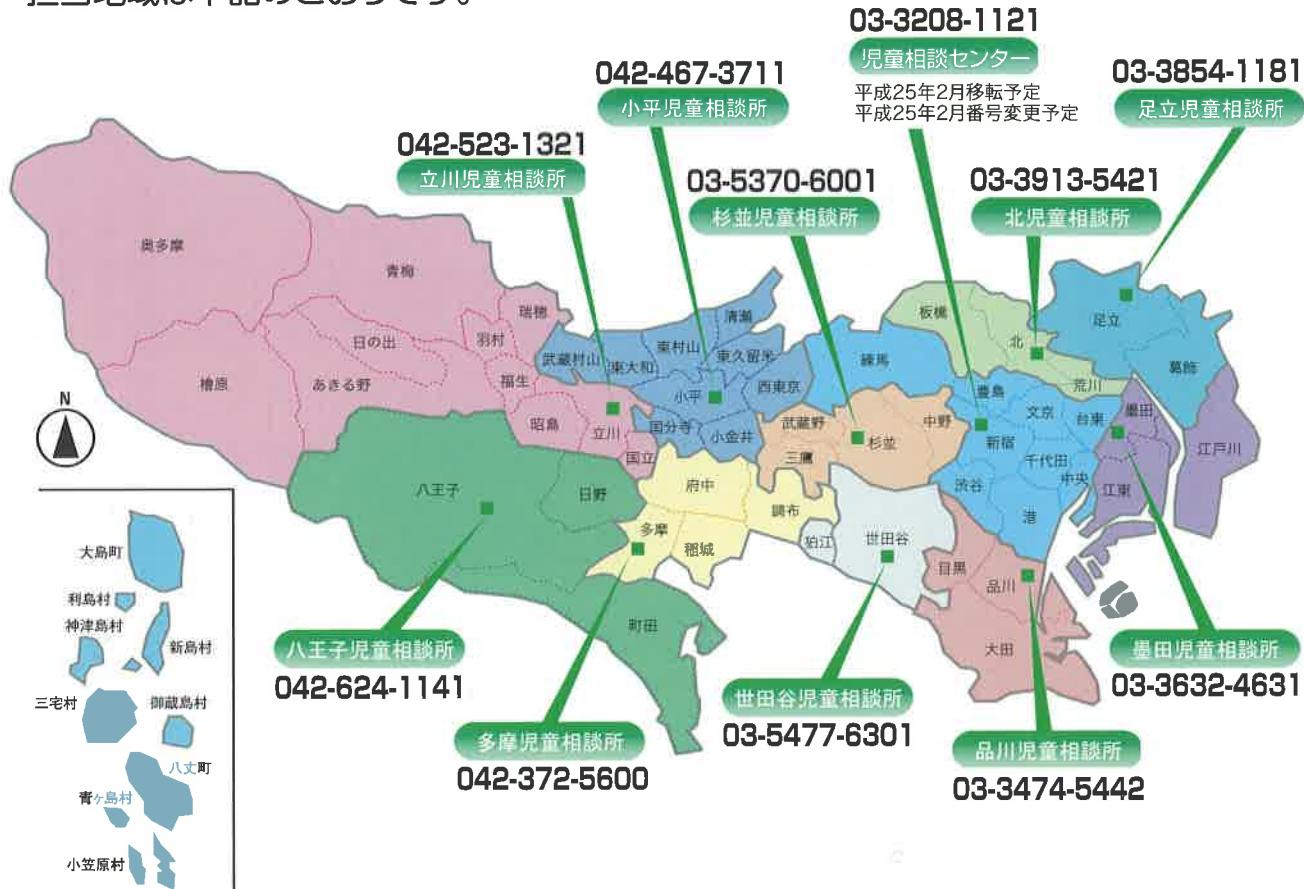


※治療指導課含む

東京都児童相談所の案内

TOKYO
東京都

東京都には、現在11の児童相談所があります。
担当地域は下記のとおりです。



相談窓口

	児童相談所	よいこに電話相談室	児童福祉審議会 (被措置児童等の虐待相談窓口)
電話番号	各児童相談所の電話番号 (上記参照)	03-3202-4152 よいこに 聴覚言語障害者用FAX 03-3208-1162 (平成25年2月番号変更予定)	0120-481-479 しんぱい しなくていいよ
開設時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (夜間、土・日曜日、祝日、 年末年始は児童相談センター にて対応)	月曜日～金曜日 午前9時～午後8時30分 (平成25年2月開設時間変更予定) 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 (12月29日～1月3日を除く)	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※携帯電話からもつながります。 (12月29日～1月3日を除く)

オレンジリボンには

「児童虐待防止」というメッセージが
込められています。



オレンジリボンを見たときに
子供への虐待防止を思い出してください。
オレンジリボンを胸につけて
子供への虐待防止を呼びかけてください。